⑶　納入期間
第１回目：自　平成30年４月２日
至　平成30年６月30日
第２回目：自　平成30年７月１日
至　平成30年９月30日
第３回目：自　平成30年10月１日
至　平成30年12月31日
第４回目：自　平成31年１月１日
至　平成31年３月31日
⑷　納入場所　国立療養所松丘保養園
⑸　入札方法　入札金額については、１kℓ当たりの単価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　その他　予算決算及び会計令第80条の規定に基づき単価契約とする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　入札時において厚生労働省から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑸　石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
⑹　購入される重油を支出負担行為担当官が指定する日時、場所に十分納入することができることを証明した者であること。
⑺　次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
①　資格申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
②　経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
⑻　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。この事に関し、保険料納付に係る申立書を提出しなければならない。①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険　④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険
⑼　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒038―0003 青森県青森市大字石江字平山19　国立療養所松丘保養園会計班長　高山忠久　電話017―788―0145　内線130
⑵　入札書の受領期限
第１回目：自　官報掲載日
至　平成30年４月２日12時00分
第２回目：自　平成30年５月21日
至　平成30年６月26日12時00分
第３回目：自　平成30年８月20日
至　平成30年９月20日12時00分
第４回目：自　平成30年11月19日
至　平成30年12月20日12時00分
⑶　開札の日時及び場所
第１回目：平成30年４月２日15時30分
第２回目：平成30年６月26日15時30分
第３回目：平成30年９月20日15時30分
第４回目：平成30年12月20日15時30分
園内会議室
４　電子調達システムの利用
本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
５　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、当該重油に係る石油精製業者（元売業者を含む）の出荷証明書、試験成績分析表及び当該重油を納入できることを証明する書類を添付して開札日の前開庁日午前12時までに３⑴提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記書類とあわせて別紙様式４の暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、５⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toru Oma, Director, Administration Department, National Leprosarium Matsuoka-Hoyouen
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : FUEL Oil (JIS Class1, No. 1)
1st　contract : 95kℓ
2nd　contract : 70kℓ
3rd　contract : 150kℓ
4th　contract : 210kℓ
⑷　Delivery period :
1st　contract : From the day of concluding a contract to June 30, 2018
2nd　contract : From July 1, 2018 to September 30, 2018
3rd　contract : From October 1, 2018 to December 31, 2018
4th　contract : From January 1, 2019 to March 31, 2019
⑸　Delivery place : National Leprosarium Matsuoka-Hoyouen
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
③　have Grade A, B or C in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Tohoku Region ;
④　prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Oil Industly Law, to initiate business of selling petroleum products ;
⑤　prove that they can deliver the fuel oil, on the date and to the place specified by the Obligating Officer ;
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.